仕組みと加入者

介護保険の仕組み

問い合わせ先
介護保険課 管理・計画担当 ☎5608-6924

介護保険は、介護が必要になった方が地域で安心して暮らしていくための制度です。市区町村が運営し、40歳以上のすべての方が加入して保険料を納めます。介護が必要になったときには、費用の一部（1～3割）を負担することで介護保険サービスを利用できます。

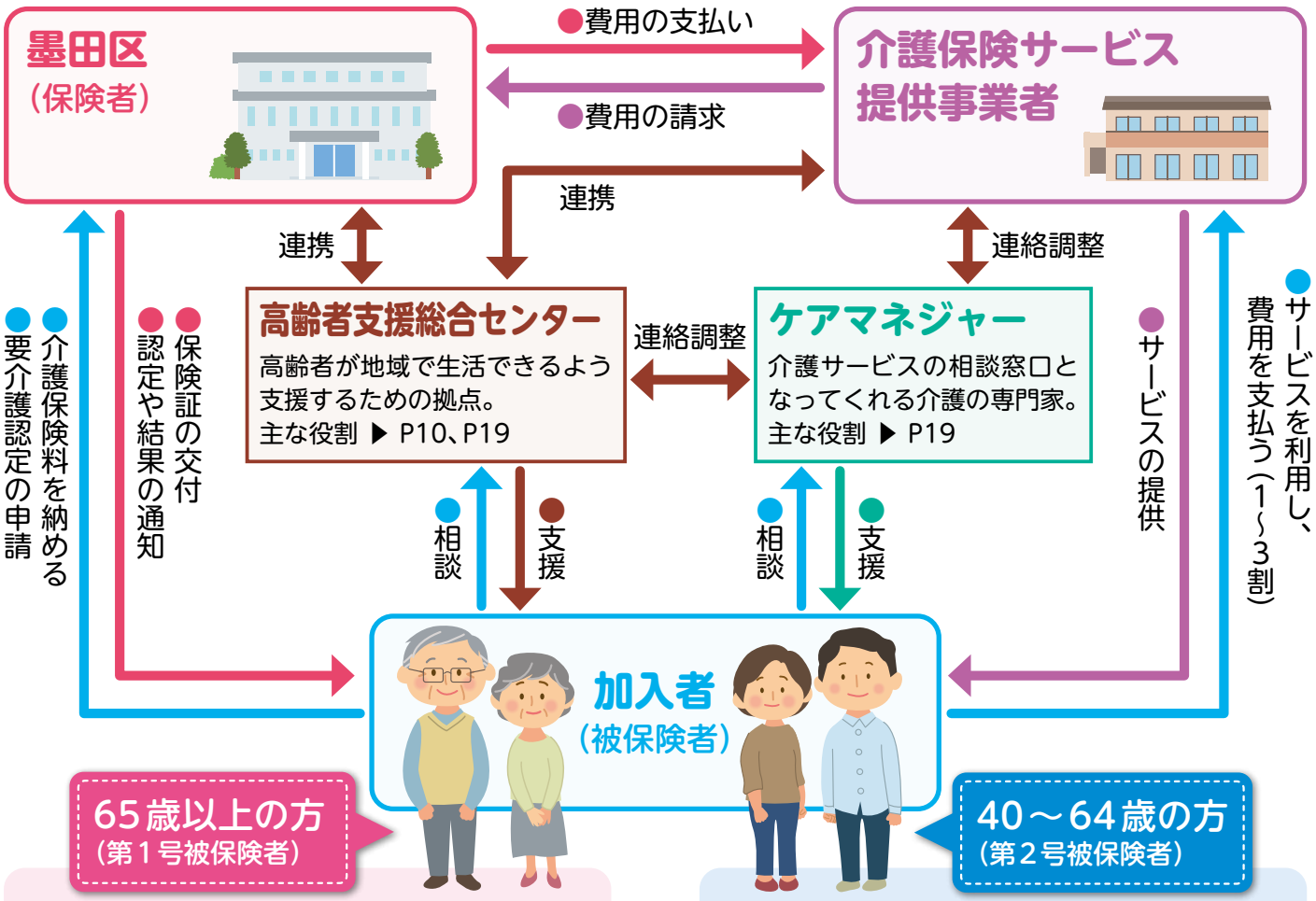

【介護保険サービスを利用できる方】

「要介護認定」（介護や支援が必要であるという認定）を受けた方。

（▶ 要介護認定 P22～23）

※65歳以上の方は、介護が必要になった原因を問わず、介護保険を利用できます。
ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、墨田区へ届け出をお願いします。

【介護保険サービスを利用できる方】

介護保険の対象となる病気※が原因で「要介護認定」を受けた方。交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外です。

※介護保険の対象となる病気（特定疾病）には、下記の16種類が指定されています。

40～64歳の方が介護保険を利用するときに対象となる病気（特定疾病）

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険証
（介護保険被保険者証）

要介護認定を申請するときや介護保険のサービスを受けるときなどに介護保険証が必要になります。



◎交付対象者

【65歳以上の方】

- 1人に1枚交付されます。
- 65歳になる前月（誕生日が1日の方は前々月）に交付されます。

【40～64歳の方】

- 要介護認定を受けた方に交付されます。

◎必要なとき

- 要介護認定の申請をするとき（65歳以上の方）
- ケアプランを作成するとき
- 介護保険サービスを利用するとき

など

負担割合証
（介護保険負担割合証）

介護保険サービス等を利用するときの負担割合（1～3割）が記載されています。

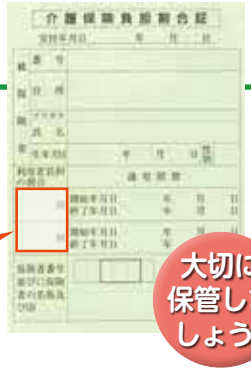

◎交付対象者

要介護認定を受けた方、事業対象者に交付されます。

◎必要なとき

介護保険サービスを利用するとき
【有効期限】1年間（8月1日～翌年7月31日）

■介護保険サービスの自己負担割合と判定基準

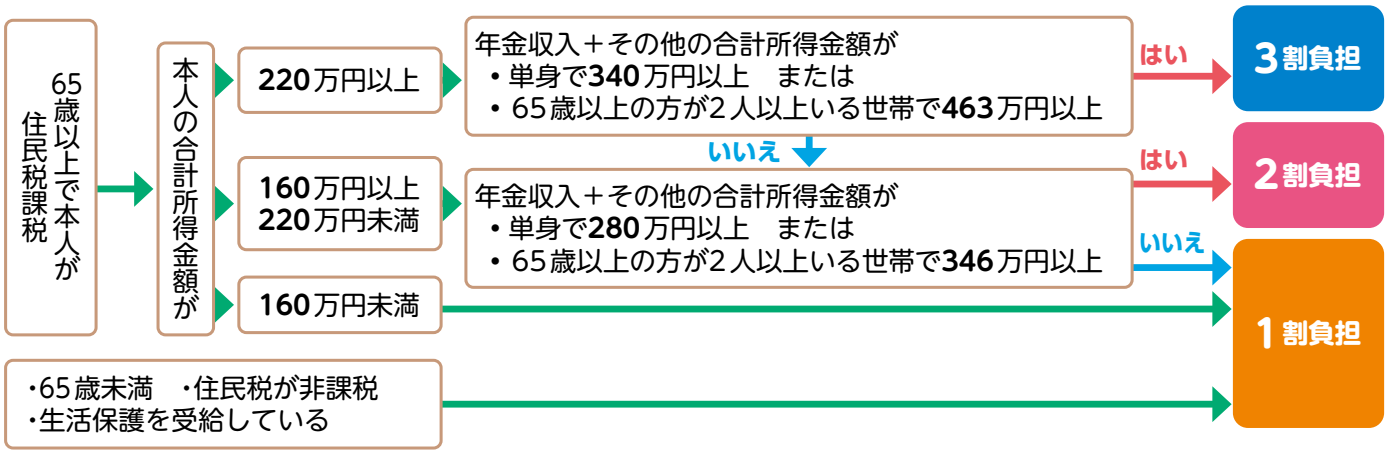

「高齢者支援総合センター」とは？

地域の高齢者のさまざまな困りごとに対応する総合相談窓口です。

【 主にどんなことをするの？ 】

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業　など



高齢者支援総合センターのスタッフは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士等を中心に構成されています。

「ケアマネジャー」とはどんな人？

介護サービスを利用する方の相談・窓口役です。

【 ケアマネジャーの役割 】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し　など



詳しくは、すみだケアマネジャー協会作成のリーフレット「ケアマネジャーの業務と役割」を二次元コードからご覧ください。